

[事案 23-52] 特定疾病保険金請求

・平成 23 年 10 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

膀胱がんの疑いのため入院し手術を受け、3 大疾病保険金の支払いを請求したところ、支払いを拒否されたので、保険金の支払いと損害賠償を求め、申立があったもの。

<申立人の主張>

(1) 主位的請求

募集人が、3 大疾病保険金の支払いがなされることを確約したため、3 大疾病保険金の支払を請求する。

(2) 予備的請求

以下の事情を総合的に判断して、3 大疾病保険金相当額の損害賠償を請求する。

- ①募集人が 3 大疾病保険金の支払いを確約したこと。
- ②保険会社担当部門より送付された文章が、3 大疾病保険金の支払いを予測させる内容であったこと。
- ③申立契約締結時に、募集人により、詳細な契約内容の説明がなされていないこと。
- ④保険会社のホームページから入手した資料では、3 大疾病保険金の支払対象となる悪性新生物について、表現が曖昧で対象が不明瞭であること。
- ⑤設計書に、契約者にとって不利益（3 大疾病保険金が支払われない場合）の表記が不明瞭であること。 等

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- ・申立人の主張する申立の理由は不明確であり、何れも 3 大疾病保険金を請求する理由とはならない。
- ・募集人は、必ず保険金が支払われると説明してはいないし、当社の送付した文章は、3 大疾病保険金の支払いを予測させるようなものではない。
- ・仮に、募集人が支払いを約束しても、募集人は会社を代理する権限はなく、募集人の言動により、直ちに会社との間で法的効果は生じない。

<裁定の概要>

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条を適用して、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

(1) 主位的請求について

募集人が、3 大疾病保険金の支払いがなされることを確約したかについては争いがあるが、申立人と募集人の事情聴取での陳述も異なり、募集人が、支払いを確約したことを認めるに足りる証拠は見当たらず、主位的請求を認めることはできない。

なお、申立人提出資料に、手書きで保険料の計算が記載されており、その内容は、3 大疾病保険金が支払われ、保険料が軽減されることを前提にしたものであるとして、申立人は、募集人が 3 大疾病保険金の支払いを確約した証左である旨を主張するが、募集人は、事情聴取において、前記計算は申立人の子の保険の保障内容を見直すことを前提にした計算であると述べ、また、計算の中で減額されている金額は、3 大疾病

保険金が支払われることにより軽減される保険料額と異なるため、手書き部分が、申立人の主張を裏付けるものであると直ちに認めることはできない。

(2) 予備的請求について

申立人の主張を、保険業法 283 条または民法 715 条に基づく損害賠償請求の主張と解したうえで、以下の通り判断する。

①について

上記のとおりこの事実を認めることができない。

②について

送付された文章には、3 大疾病保険金については「ご提出いただきました書類をもとにお手続きを進めております」と記載されており、この内容は調査中であることを窺わせるものであって、支払いを予測させる内容であると認めることはできない。

③について

具体的に、如何なる点を問題とするのか明らかではなく、また、募集人の説明が不適切であったと認めることができる証拠もない。

④について

申立契約の約款では、3 大疾病保険金の支払対象となる悪性新生物について、「表 1 によって定義づけられる疾病とし、かつ、…表 2 の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます」と規定されており、申立人が保険会社のホームページから取得したとする資料にも、同様の記載がなされ、表 1、2 が記載されているが、これらの表現及び表 1、2 の内容が、曖昧であると認めることはできず、支払いの対象が不明瞭であると認めることもできない。

⑤について

設計書が提出されていないため、申立人の主張に関し、どのような記載になっていたか明らかでなく、契約者にとって不利益な表記が不明瞭であると認めることはできない。 等

以上のとおり、いずれの事項も保険業法 283 条または民法 715 条に該当するとは言えず、それらを総合的に判断したとしても同様である。